

見附市告示第31号

見附市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

なお、関係図面は令和6年3月25日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和6年3月25日  
見附市長 稲田 亮

廃止路線 1路線

| 路線番号 | 路線名     | 起点地番         | 終点地番          | 延長（m） |
|------|---------|--------------|---------------|-------|
| 6191 | 上新田20号線 | 見附市上新田町933-7 | 見附市上新田町933-12 | 104.1 |